

1 犬に関すること 犬の飼い主の義務等

狂 犬 病 予 防	犬の登録	- 犬（生後91日齢以上）を飼う場合、犬の生涯につき1回の登録が必要です。 - 犬鑑札は必ず首輪等に付けてください。登録申請手数料：1頭につき3,000円
	狂犬病予防注射	- 狂犬病予防注射は、毎年1回受けさせてください。 - 各地区で実施する集合注射（P62～P65参照）の他、指定動物病院（P65）で受けることができます。 - 注射済票は必ず首輪等に付けてください。 交付手数料：1頭につき550円（予防注射料：1頭につき2,700円）
	犬の登録事項変更届	- 犬の飼い主、犬の所在地（住所）が変わった場合、犬の登録事項変更届を提出してください。 ※届出の際には、犬鑑札の番号を控えて来てください。
	犬の死亡届	- 飼い犬が死亡した場合、犬の死亡届を提出してください。 ※届出の際には、犬鑑札及び狂犬病予防注射済票をお持ちください。
	適正飼養	- 犬の放し飼いは条例により禁止されています。つなぐなどして管理してください。 - 犬のフンは、「燃やすごみ」として適切に処理してください。（散歩の際、その場に放置したり、埋めたり、投げ捨てたりするのは衛生上問題となるだけでなく、近隣の迷惑となります。マナーを守り必ず持ち帰りましょう。） - 無駄吠えや咬傷事故の防止、災害に備え、日頃からしつけを行いましょう。
	事故発生届	飼い犬が人を咬んだ場合は保健所に届出が必要です。犬に咬まれた人は保健所に通報してください。

2 猫に関すること 猫の飼い主の義務等

屋 内 飼 養	交通事故や疾病の感染を防止する等の猫の健康及び安全のため、また、周辺環境の保全の観点から、屋内で飼養するよう努め、頻繁な鳴き声等の騒音又はフン尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないようにしましょう。
所 有 の 明 示	逸走した場合や災害時に、所有者の発見を容易にするため、マイクロチップや迷子札を装着するなどして備えておきましょう。
繁 殖 制 限 措 置	不妊去勢手術等繁殖制限措置を講じることにより、不必要な繁殖を防止しましょう。
そ の 他	飼い主のいない猫（野良猫）を管理する場合には、不妊去勢手術を施して、周辺地域の住民の十分な理解の下に、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理を行うなど、エサやりのマナーを守りましょう。

3 犬・猫の終生飼養 犬・猫の飼い主の責任

飼い主は、犬・猫がその命を終えるまで適切に飼養することに努めなければなりません。

万が一、飼いきることが難しくなった場合は、本当に無理であるのか家族全員でもう一度考え直すとともに、飼い主の責任として新たな飼い主を探してください。その上で、やむを得ない理由の場合は、最終的な手段として引取り日時、持込場所、手数料等の手続きを説明します（所有者不明の犬・猫については別途ご相談ください）。

※次の事由に該当する場合、その引取りを拒否する場合があります。

- 犬・猫等販売業者
- 引取りを繰り返し求められる場合
- 子犬・子猫の引取りを求められた場合であって繁殖制限措置に関する指示に従っていない場合
- 犬・猫の老齢又は疾病を理由とする場合
- 犬・猫の飼養が困難であるとは認められない理由による場合
- 犬・猫の譲渡先を見つけるための取組みを行っていない場合

※その他

生後91日以上の子犬の場合、狂犬病予防法に基づく犬の登録があること。

犬、猫等の愛護動物を捨てたり、虐待することは犯罪であり、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることとなります。（犬、猫等の愛護動物を殺傷した場合、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金）

4 猫の不妊去勢手術費一部助成 望まれない命を増やさないために

◇飼い猫の不妊去勢手術費一部助成について

猫のみだりな繁殖防止等、飼い主責任を徹底し、安易な飼養放棄を防止するため、飼い猫の不妊去勢手術に要した費用の一部を助成します。

区 分	助成金額
オ ス	3,000円
メ ス	4,000円

※対象：令和7年4月1日から受付終了年月日までの間に、いわき市内の動物病院で手術を受けた飼い猫

※令和6年度までは“飼い犬”も助成の対象としていましたが、“飼い猫”の助成要望件数が多いことから、令和7年度からは“飼い猫”のみを対象としました。

- 申請者の要件

 - ・いわき市の住民基本台帳に記載されている者
 - ・市税を滞納していない者

○受付終了年月日

令和8年3月17日
- 必要となる書類

 - ・飼い猫不妊去勢手術費助成金申請書（兼請求書）
 - ・手術実施獣医師が発行した飼い猫不妊去勢手術実施証明書
 - ・市税完納証明書
 - ・申請者名義の預金通帳の写し
 - ・その他、市長が必要と認める書類

◇所有者のいない猫の不妊去勢手術費の一部助成について

所有者のいない猫のみだりな繁殖による市民の財産等への被害を防止し、動物愛護の精神を醸成するため、所有者のいない猫の不妊去勢手術に要した費用の一部を助成します。

○申請者の要件

- ・いわき市に登録した3名以上のグループ（事業を実施する前に登録が必要です。）

○受付終了年月日

令和8年3月17日

○必要となる書類

- ・いわき市所有者のいない猫不妊去勢手術費補助金実施要綱及びいわき市補助金等交付規則で定められた各様式
- ・手術実施獣医師が発行した所有者のいない猫不妊去勢手術実施証明書
- ・不妊去勢手術実施前及び実施後の猫のカラー写真
- ・その他（手術費の領収書の写し等）

区 分	助成金額（上限額）
オ ス	3,000円
メ ス	4,000円

※対象：令和7年4月1日から受付終了年月日までの間に、いわき市内の動物病院で手術を受けた所有者のいない猫

※不妊去勢手術への助成事業は双方とも、先着順で受け付け、予算額に達し次第終了となります。

※手続きの詳細については、問い合わせ先（保健所生活衛生課動物愛護係）へお問い合わせください。

保健所に引き取られる猫の大部分は子猫です。

望まれない命を増やさないためにも、不妊去勢手術を行いましょう。

5

猫のフン尿等でお困りの方へ

変動超音波式猫被害軽減器の貸出しについて

猫のフン尿等でお困りの市民の方へ、保健所及び各支所（好間支所以外）で、変動超音波式猫被害軽減器を貸出ししています。

貸出台数：1世帯に1台（1回限り） ※機器の貸出しは無料です。

貸出期間：1ヵ月間（延長なし） ※貸出手続きの際は本人確認書類（住所が確認できるもの）をお持ちください。

●問い合わせ先 生活衛生課 動物愛護係 電話番号（27）8592

6	そ の 他	命を落とした動物などを見つけた場合
命を落とした動物などを見つけた方は、次の連絡先までご連絡ください。		
死んでいる場所等		連 絡 先
道路の通行に支障がある場合（歩道含む）	国道6号・49号	磐城国道事務所 平維持出張所 ☎（28）0644
	国道349号・399号	いわき建設事務所 管理課 ☎（24）6122
	県道（勿来・遠野・田人地区を除く）	勿来土木事務所 業務課 ☎（63）2131
	国道289号・県道（勿来・遠野・田人地区）	道路管理課 工務第一係 ☎（22）7495 （夜間・休日の場合：☎（22）1111）
	市 道	各支所 小名浜、勿来、常磐、四倉支所では経済土木課が担当
公共的な場所	平・内郷・好間・三和・小川・川前地区	
	その他の地区	
	県立いわき公園	いわき建設事務所 管理課 ☎（24）6122
個人の敷地	市の公園	公園緑地課 管理係 ☎（22）7518 （夜間・休日の場合：☎（22）1111）
	その他の施設	その施設の管理者
『燃やすごみ』として敷地の所有者が処理することとなります。 具体的な処理方法については、下記へお問い合わせください。 平地区：資源循環推進課 ☎（22）7559（夜間・休日の場合：☎（22）1111） その他の地区：各支所保健衛生担当係		
犬や猫などのペット動物がケガをして動けない場合		保健所生活衛生課 動物愛護係 ☎（27）8592

※犬・猫などペットの死骸は、原則的に飼い主が処理することとなります。また、野生動物の死骸は、土地の所有者又は管理者が処理することとなります。

※野生動物に係る連絡先は、福島県いわき地方振興局 県民生活課☎（24）6203（休日の場合：福島県野生生物共生センター ☎0243（24）6631）となります。

例：ケガや病気で動けなくなっている野生鳥獣（タヌキ、キツネ等のほ乳類及び白鳥等の鳥類に限る。）を見つけたとき。野生動物の死骸を発見した人で、その死骸をはく製にしたい等、取得を希望するとき。

狂 犬 病 予 防 注 射 (集合注射)

犬の登録及び狂犬病予防注射は、指定動物病院においても同様に実施できます。(登録犬は必ず案内はがきをお持ちください。)

【実施期間】 ○登 録 犬：4月1日から6月30日まで

○未登録犬：犬を取得した日(子犬の場合は生後90日を経過した日)から30日以内

【手 数 料】 ○登 録：3,000円

○狂犬病予防注射：3,250円(注射料2,700円+注射済票交付手数料550円)

【平・好間地区】(3日間18会場)会場の統廃合があります。よくご確認ください。

月	日	曜	時 間	場 所	月	日	曜	時 間	場 所
4	23	水	9:40~10:30	大畑公園(中央台鹿島)	4	25	金	9:30~10:20	[好間公民館駐車場]
			10:50~11:05	西作公園(中央台飯野)				10:40~10:55	[今新田公民館]
			11:25~11:45	平南台中央公園(郷ヶ丘四丁目)				11:10~11:40	北 目 公 民 館
			13:20~14:20	旧福島さくら農協神谷支店前(平鎌田)				13:20~13:45	石 森 中 央 公 園
			14:50~15:50	童子町公共駐車場(市役所向かい)				14:05~14:30	安養寺駐車場(平沼水場向かい)
4	24	木	9:40~9:55	豊 間 公 民 館	4	25	金	14:50~15:20	赤 井 公 民 館
			10:15~10:30	沼 ノ 内 公 民 館					
			10:55~11:25	高 久 公 民 館					
			13:00~13:35	夏 井 公 民 館					
			13:50~14:05	赤沼構造改善センター					
			14:25~14:55	草 野 公 民 館					
			15:10~15:50	神 谷 公 民 館					

* [] 付きは好間地区の会場

【小名浜地区】(2日間8会場)

月	日	曜	時 間	場 所	月	日	曜	時 間	場 所
5	13	火	9:40~9:55	早 稲 田 集 会 所	5	14	水	9:00~9:30	小 名 浜 武 道 館
			10:15~10:45	も え ぎ 台 集 会 所				10:00~10:20	洋 向 台 中 央 公 園
			11:10~11:50	泉 公 民 館				11:00~11:20	玉 川 中 央 公 園
			13:20~13:30	渡 辺 公 民 館				12:50~13:40	泉 ヶ 丘 中 央 公 園

【勿来地区】(2日間14会場)会場の変更があります。よくご確認ください。

月	日	曜	時 間	場 所	月	日	曜	時 間	場 所
4	23	水	9:00~9:15	小 浜 公 民 館	4	24	木	9:00~9:15	山 玉 公 民 館
			9:30~10:15	佐 糠 公 民 館				9:30~9:45	川 部 公 民 館
			10:30~11:00	金山公園駐車場(金山公民館南側)				10:00~10:40	山 田 公 民 館
			11:15~11:30	江畑町集会所(消防団詰所脇)				10:55~11:15	江 栗 公 民 館
			13:30~13:50	上 山 田 集 会 所				13:30~13:50	酒 井 集 会 所
			14:05~14:35	いわき南台第二集会所				14:00~14:45	勿 来 公 民 館
			14:45~15:00	井 上 集 会 所				15:00~15:30	関田集会所(千鳥幼稚園向かい)

犬の登録及び狂犬病予防注射は、指定動物病院においても同様に実施できます。（登録犬は必ず案内はがきをお持ちください。）

【実施期間】 ○登録犬：4月1日から6月30日まで

○未登録犬：犬を取得した日（子犬の場合は生後90日を経過した日）から30日以内

【手数料】 ○登録：3,000円

○狂犬病予防注射：3,250円（注射料2,700円＋注射済票交付手数料550円）

【常磐地区】（2日間14会場）会場の統廃合があります。よくご確認ください。

月	日	曜	時 間	場 所	月	日	曜	時 間	場 所
4	16	水	9:30～9:50	若葉台北公園	4	17	木	9:30～9:40	下船尾集会所
			10:10～10:40	草木台集会所				9:55～10:20	磐崎公民館
			11:00～11:10	下浅貝公園				10:40～11:00	藤原公民館
			11:30～11:45	高倉集会所				11:20～11:40	桜ヶ丘中央公園
			13:20～13:40	上湯長谷公園				13:20～13:30	北団地集会所
			14:00～14:20	釜ノ前団地集会所				13:45～13:55	五反田集会所
			14:40～15:10	常磐公民館				14:10～14:40	常磐支所（岩惣側ガレージ）

【内郷地区】（1日間10会場）会場の統廃合があります。よくご確認ください。

月	日	曜	時 間	場 所	月	日	曜	時 間	場 所
4	23	水	9:20～9:50	高野町多目的集会所	4	23	水	11:35～12:00	内郷支所
			10:05～10:15	身体障害者共同作業所入口（白水町入山）				13:30～13:40	高坂御殿配水池前
			10:30～10:40	宮集会所				13:50～14:05	高坂町二丁目集会所
			10:50～11:05	宮町金坂消防詰所前				14:15～14:25	高坂団地一丁目集会所
			11:15～11:25	内町前田団地集会所				14:35～14:50	御厩集会所

【四倉地区】（2日間14会場）会場の統廃合があります。よくご確認ください。

月	日	曜	時 間	場 所	月	日	曜	時 間	場 所
5	7	水	9:30～9:40	八茎集会所	5	8	木	9:30～9:40	鈴木京子様宅前
			9:55～10:05	駒込生活改善センター				9:55～10:20	大浦公民館
			10:20～10:30	柳生構造改善センター				10:35～10:50	四倉南団地
			10:45～10:55	大野公民館（旧大野第一小学校）				11:05～11:15	鬼越公園
			11:10～11:25	長友カントリーエレベーター				11:30～11:45	門馬敬様宅敷地内
			11:40～11:50	大森集会所					
			13:30～13:55	四倉集会所駐車場（四倉交番東側）					
			14:10～14:30	四倉公民館					
			14:45～15:05	大衛社前					

【遠野地区】（1日間9会場）会場の統廃合があります。よくご確認ください。

月	日	曜	時 間	場 所	月	日	曜	時 間	場 所
4	16	水	9:00～9:10	上滝公民館	4	16	水	13:00～13:15	深山田公民館
			9:30～9:45	入上集会所				13:25～13:40	下滝集会所
			9:55～10:10	入遠野公民館				13:50～14:20	上遠野公民館
			10:20～10:35	下根本構造改善センター				14:30～15:00	遠野支所
			10:45～11:00	大平生活改善センター					

狂 犬 病 予 防 注 射 (集合注射)

犬の登録及び狂犬病予防注射は、指定動物病院においても同様に実施できます。(登録犬は必ず案内はがきをお持ちください。)

【実施期間】 ○登 録 犬：4月1日から6月30日まで

○未登録犬：犬を取得した日(子犬の場合は生後90日を経過した日)から30日以内

【手 数 料】 ○登 録：3,000円

○狂犬病予防注射：3,250円(注射料2,700円+注射済票交付手数料550円)

【小川地区】(1日間7会場)

月	日	曜	時 間	場 所	月	日	曜	時 間	場 所
4	17	木	9:15~9:30	根本構造改善センター	4	17	木	11:10~11:35	山ノ入公民館
			9:45~10:10	柴原公民館				13:10~13:30	塩田公民館
			10:20~10:35	下小川集会所				13:40~14:30	小川公民館
			10:45~11:00	相川公民館					

【三和地区】(2日間13会場) 会場の統廃合があります。よくご確認ください。

月	日	曜	時 間	場 所	月	日	曜	時 間	場 所
4	21	月	9:30~9:40	軽井沢集会所	4	22	火	9:30~9:45	中寺公民館
			9:55~10:15	下永井公民館				10:00~10:30	渡戸公民館
			10:30~10:50	上永井公民館				10:40~11:00	合戸集会所
			11:10~11:25	差塩農業後継者センター				11:15~11:45	三和ふれあい館
			13:00~13:15	下三坂体育館前グラウンド					
			13:30~14:00	中三坂公民館					
			14:20~14:40	上三坂公民館					
			15:00~15:10	上市萱公民館					
			15:30~15:40	新田集会所					

【田人地区】(1日間12会場)

月	日	曜	時 間	場 所	月	日	曜	時 間	場 所
4	16	水	9:00~9:15	田人ふれあい館 第2駐車場	4	16	水	11:15~11:25	貝泊集会施設
			9:20~9:25	井戸沢停留所前				11:40~11:45	間明沢集会所
			9:30~9:40	沢田石材店工場前(滑石)				13:30~13:35	石住集会所
			10:00~10:05	南大平集会所				13:55~14:05	田人駐在所前
			10:15~10:25	入旅人集会所				14:10~14:15	下黒田公民館
			10:55~11:00	井出集会所				14:20~14:30	下川組集会所下交差点(小宅通文様宅前)



快適な環境を品質で提供いたします

常光サービス株式会社

<http://joko-service.jp>

代表取締役 **野 崎 裕 康**

【本社】 〒971-8161 福島県いわき市小名浜諏訪町11-1
TEL(0246)92-0555(代) FAX(0246)92-0554

【エコプラント】 〒971-8183 福島県いわき市泉町下川字大剣326-20
TEL(0246)96-5371 FAX(0246)96-5372

【営業案内】

- ・清掃管理
- ・廃棄物収集運搬及び処理
- ・設備管理
- ・警備保安
- ・害虫駆除
- ・受付案内、電話交換

営業所：郡山、仙台、水戸、富岡

この欄は広告です。内容についてのお問い合わせは直接、広告主までお願いいたします。

犬の登録及び狂犬病予防注射は、指定動物病院においても同様に実施できます。（登録犬は必ず案内はがきをお持ちください。）

【実施期間】 ○登録犬：4月1日から6月30日まで

○未登録犬：犬を取得した日（子犬の場合は生後90日を経過した日）から30日以内

【手数料】 ○登録：3,000円

○狂犬病予防注射：3,250円（注射料2,700円＋注射済票交付手数料550円）

【川前地区】（2日間15会場）

月	日	曜	時 間	場 所	月	日	曜	時 間	場 所
4	10	木	9:00～9:10	高 部 入 口（竹 島）	4	11	金	9:00～9:10	宇根尻多目的集会所
			9:25～9:30	外 門 集 会 所				9:15～9:25	高野澤様宅前（棚木）
			9:40～9:50	高 部 集 会 所				9:30～9:40	山下谷集会所
			10:00～10:10	志 田 名 集 会 所				9:50～10:00	五味沢消防団機械庫前
			10:25～10:35	吉 間 田 集 会 所				10:10～10:25	沢尻消防団機械庫前
			10:45～10:55	根 本 養 魚 場				10:35～10:45	旧宇佐見商店前（中里）
			11:00～11:15	小 白 井 集 会 所				11:05～11:20	川 前 駅 前
			11:30～11:45	旧桶売小学校（東松院隣）					

【久之浜・大久地区】（1日間5会場）

月	日	曜	時 間	場 所	月	日	曜	時 間	場 所
4	25	金	9:15～9:35	田 之 網 集 会 所	4	25	金	10:55～11:15	大 久 公 民 館
			9:50～10:10	小 久 集 会 所				11:30～11:40	末 続 集 会 所
			10:25～10:40	筒 木 原 集 会 所					

【指定動物病院一覧】

	動物病院名	住 所	電話番号
平	安 藤 犬 猫 病 院	平中神谷字瀬戸29-1	(34)6146
	いわき動物病院	平 字 大 町11-10	(25)2121
	郷ヶ丘どうぶつ病院	郷 ヶ 丘 2 丁 目29-6	(46)1212
	中央台犬と猫の病院	中央台高久1丁目15-6	(68)6700
	はる動物病院	平 字 三 倉67-24	(24)4151
	わくい動物病院	平下荒川字川前14-1	(21)0477
好間	なかよし動物病院	好間町上好間字稲荷下13-2	090-8254-4015
	ななちゃん動物病院	好間町北好間字北町田12-8	(36)7712

	動物病院名	住 所	電話番号
小名浜	あい動物病院かしま	鹿島町下蔵持字沢目3-14	(58)2011
	河野どうぶつ病院	小名浜南君ヶ塚町10-25	(68)7041
	TOMいわき動物診療	小名浜字田ノ入28-7(往診のみ)	080-4144-3838
	動物病院健心堂	小名浜大原字下小滝59-7	(68)6865
	箱崎動物病院	泉 玉 露 1 丁 目3-13	(75)0133
	吉田犬猫病院	小名浜岡小名字沖3-1	(53)4800
	かみなが動物病院	植 田 町 本 町9-5	(62)7066
勿来	にしき動物病院	錦 町 中 迎 3 丁 目6-13	(62)5025
	常磐小川動物病院	常磐下船尾町村山111-2	(72)0257
内郷	さかい動物病院	内 郷 綴 町 金 谷2-13	(26)2999
久之浜・大久	ひさのはま犬ねこクリニック	久之浜町久之浜字北町120	(38)7205

（地区別50音順）

○ 保健所に収容されている犬や猫は、新しい飼い主を求めています。

- ・保健所では一定の条件を満たす方を対象に、収容された犬や猫の譲渡を行っています。
- ・譲受けを希望される場合は、事前に窓口にて申込みが必要となります。
- ・申込み方法等のご案内は、生活衛生課動物愛護係で行っています。

問い合わせ先：生活衛生課 動物愛護係 電話番号（27）8592